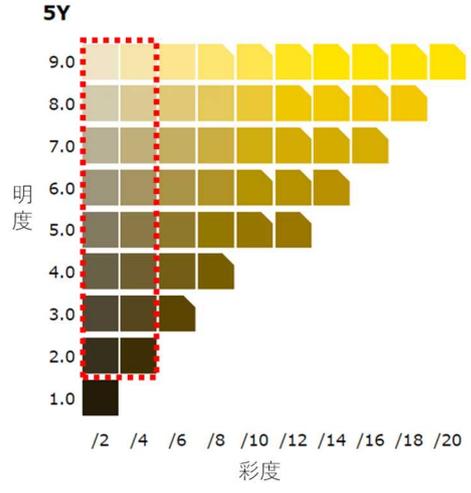
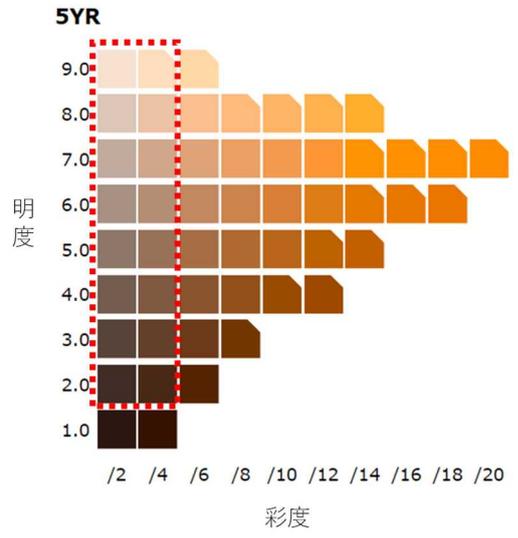
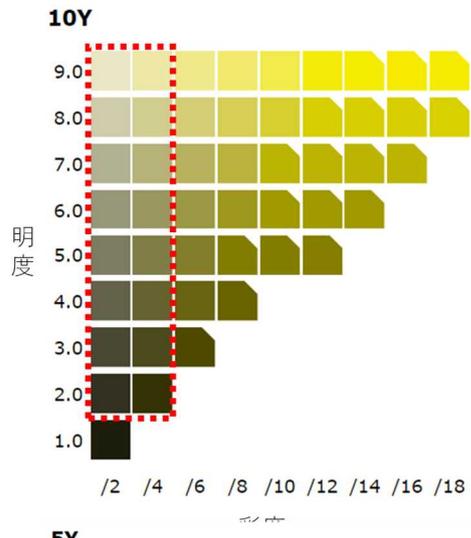
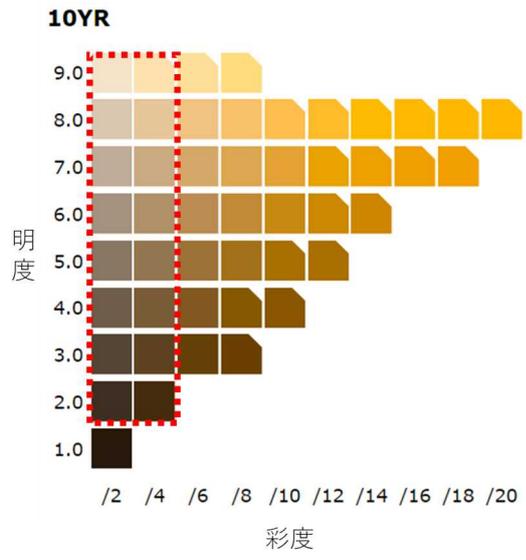
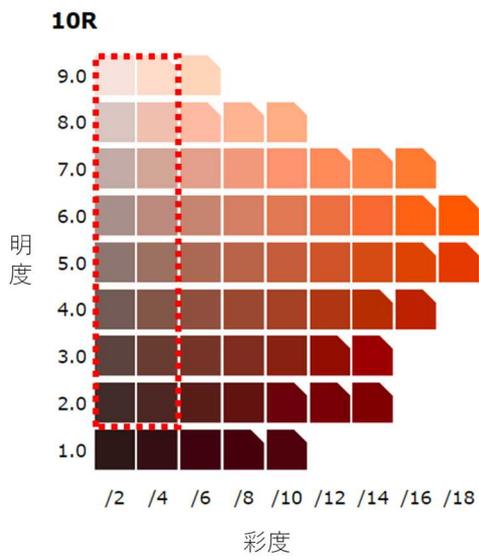


城下町エリアの登録基準

高槻市景観基本計画において定められた「歴史的な趣のある地区」として、城下町エリアの登録基準を遵守した外観を有し、城下町らしい趣あるまちなみ景観に寄与するもの。なお、登録対象については、道路等公共の場所から望見することができ、登録基準の形態意匠における色彩に適合し、建築物もしくは工作物における項目①～⑧のいずれか1つでも該当するものを対象とします。

城下町エリアの登録基準一覧表

項目		内容	
形態意匠	色彩	<p>外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下 <p>※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。</p>	
	建築物	屋根	① 町家等と調和した勾配形式とし、本瓦葺き、棧瓦葺き又はこれらに模した仕上げであること
		壁面	② 腰部を木材若しくはそれに模した材料を用いた板張りとし、その上部が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上げであること、又は壁面全体が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上げであること
			③ 木・土・漆喰などの自然素材又はそれに模した材料で仕上げることで町家等との調和が図られていること
		開口部	④ 木材又はそれに模した材料を用いた格子戸とし、外壁・塀等との調和が図られていること
			⑤ 町家等と調和する格子窓を設け、建築物の形態に合った箇所に配置されていること
		建築設備	⑥ 木材又はそれに模した材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げであること
	工作物	⑦ 室外機などの建築設備は道路から見えないように設置されていること 木材又はそれに模した材料を用いた格子などで目隠しが設けられていること	
⑧ 道路に面した塀や門等は、木・土などの自然素材又はそれに模した材料を用いた伝統的な形態・意匠とし、町家等との調和が図られていること			



色彩(明度と彩度)